

○子どもを共に育む京都市民憲章

平成19年2月5日

告示第355号

子どもを共に育む京都市民憲章

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、^{いつく}慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、^ほ褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況^{しか}を常に見つめ、命と健やかな育ちを^{おびや}脅かすものに対して、^{きぜん}毅然とした態度で^{のぞ}臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の^{きずな}絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の^{きずな}絆を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先します。